

2. フロン類算定漏えい量の報告(管理者)

【全体説明】

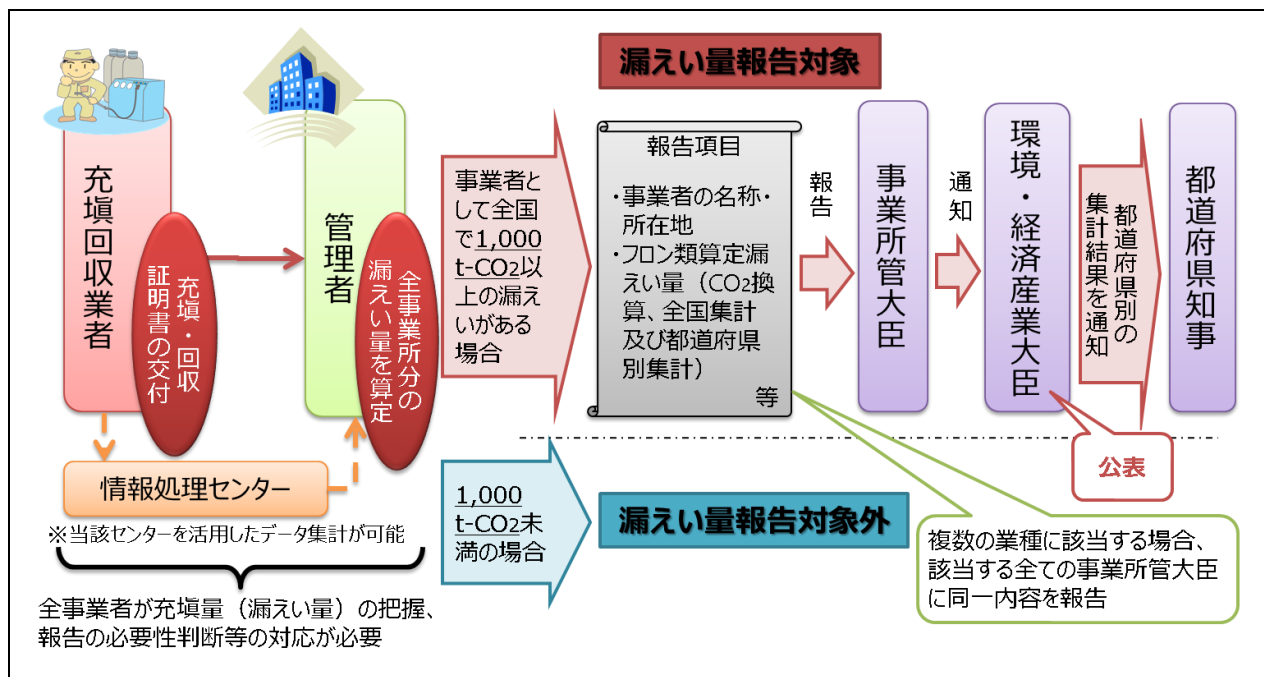
第一種特定製品の管理者は、管理する第一種特定製品の使用等に際して排出されるフロン類の量を算定した結果、当該算定量(フロン類算定漏えい量)が相当程度多い場合、毎年度7月末日までに、前年度のフロン類算定漏えい量等を、第一種特定製品の管理者から事業所管大臣に対して報告しなければならない。

当該報告内容については、事業所管大臣から通知を受けた制度所管大臣(環境大臣及び経済産業大臣)が集約し、公表することとしている。

また、同時に、制度所管大臣から都道府県知事に対して、当該都道府県内に所在する事業所からのフロン類算定漏えい量等が通知される。なお、報告内容については、開示請求の対象となっており、制度所管大臣及び事業所管大臣は、請求を受けた場合、記録している内容について開示を行うこととなる。

※フロン類算定漏えい量の算定・報告の方法の詳細については、別途発行する『フロン類算定漏えい量報告マニュアル』を参照されたい。

図 11 フロン類算定漏えい量の報告・公表制度の概要



(1)フロン類の漏えい量の算定

法第 19 条 第一種特定製品の管理者(フロン類算定漏えい量(第一種特定製品の使用等に際して排出されるフロン類の量として主務省令で定める方法により算定した量をいう。以下同じ。))が相当程度多い事業者として主務省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。))は、毎年度、主務省令で定めるところにより、フロン類算定漏えい量その他主務省令で定める事項を当該第一種特定製品の管理者に係る事業を所管する大臣(以下この節及び第 100 条において「事業所管大臣」という。))に報告しなければならない。

2 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下この項において「加盟者」という。))が第一種特定製品の管理者となる管理第一種特定製品の使用等に関する事項であって主務省令で定めるものに係る定めがあるものを行う者(以下この項において「連鎖化事業者」という。))については、その加盟者の管理第一種特定製品の使用等を当該連鎖化事業者の管理第一種特定製品の使用等とみなして、前項の規定を適用する。

フロン類算定漏えい量の算定の方法等

漏えい量省令

第2条 法第 19 条第1項(同条第2項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。))の主務省令で定める方法は、第一種特定製品の管理者が管理する全ての管理第一種特定製品(その者が連鎖化事業者である場合にあっては、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業(第5条第2項において「連鎖化事業」という。))の加盟者が管理第一種特定製品の使用等に関する事項であって第5条で定めるものに係るものとして使用等をする管理第一種特定製品を含む。))について、フロン類の種類(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成 26 年経済産業省・環境省令第7号)第1条第3項に規定するフロン類の種類をいう。以下この条及び第4条第2項において同じ。))ごとに、第1号に掲げる量から第2号に掲げる量を控除して得た量(第4条第2項第5号及び第6号において「実漏えい量」という。))に、第3号に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該フロン類の種類ごとに算定した量(トンで表した量をいう。))を合計する方法とする。

一 前年度(年度は、4月1日から翌年3月 31 日までをいう。次号及び第4条第2項において同じ。))において当該管理第一種特定製品の整備が行われた場合において当該管理第一種特定製品に冷媒として充填したフロン類の量(当該管理第一種特定製品の設置の際に当該管理第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。))の合計量(キログラムで表した量をいう。次号において同じ。))

二 前年度において当該管理第一種特定製品の整備が行われた場合において回収したフロン類の量の合計量

三 当該管理第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の地球温暖化係数(フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数をいう。))

第3条 法第 19 条第1項の主務省令で定める者(次条及び第6条において「特定漏えい者」という。))は、前条に定める方法により算定されたフロン類算定漏えい量が千トン以上である者とする。

第5条 法第 19 条第2項の主務省令で定める事項は、加盟者が第一種特定製品の管理者となる管理第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定及び当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告に関する事項とする。

2 連鎖化事業者と当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は当該事業を行う者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに前項に規定する事項に関する定めがあつて、当該事項を遵守するよう約款に定めがある場合には、約款に同項の定めがあるものとみなす。

【概要】

第一種特定製品の管理者による、使用等に際して排出されるフロン類の量の算出については、漏えいしたフロン類を直接測定することが不可能であるため、追加充填した総量を漏えい量とみなして算定することとし、具体的には、第一種フロン類充填回収業者が発行する充填証明書・回収証明書から計算を行う。

また、算定については、連鎖化事業者の場合以外、事業者たる「管理者」ごとに行うこととする。

報告対象者(特定漏えい者)に該当するか否かは、フロン類算定漏えい量が 1,000t-CO₂ 以上となるか否かによって判断する。

【解説】

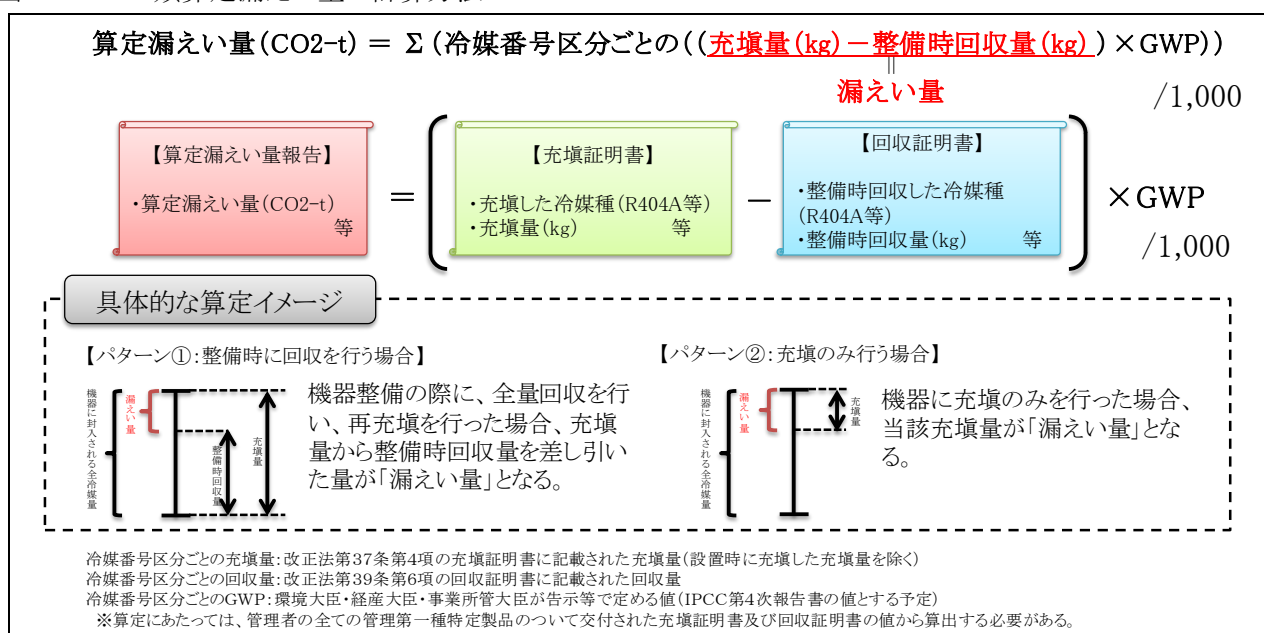
① フロン類算定漏えい量の計算方法

原則として※管理者ごとに1年度分の漏えい量を算定する。管理者が法人である場合、1法人(事業者)ごとに算定を行う。(※フランチャイズチェーン(連鎖化事業者)については例外であり、後述のとおり。)

漏えい量の計算方法としては、漏えいしたフロン類を直接測定することが不可能であるため、追加充填した総量を漏えい量とみなして算定することとし、具体的には、第一種フロン類充填回収業者が発行する充填証明書・回収証明書に記載される充填量・回収量から、以下の方法により算定を行う。

なお、設置時の充填については、充填証明書は交付されるものの、追加充填したものではないため、算定対象には含まれないので注意が必要である。

図 12 フロン類算定漏えい量の計算方法



② 連鎖化事業者

コンビニエンスストア等、フライチャズチェーンの加盟者が第一種特定製品の管理者となる場合、一の報告者として、算定漏えい量を合算して報告する対象か否かを判断するとともに、報告に当たっては、各フライチャズチェーンの加盟者の漏えい量を集約して報告する。

③ 充填証明書・回収証明書

充填証明書・回収証明書とは、第一種フロン類充填回収業者が、充填又は回収を行った際に交付する証明書であり、それらの交付は法律上、第一種フロン類充填回収業者の義務とされている(法第37条第4項、第39条第6項)。管理者は、自らに対し確実に当該証明書が交付されるよう、整備発注の際、整備者に対して管理者名称等を確実に伝えることが重要である。(詳細は3. p.51 参照。)

なお、算定漏えい量は、充填又は回収を行った翌年度に報告するものであるため、充填証明書や回収証明書を確実に保存するか、1. (4)の点検記録簿において充填量・回収量の記録を確実にしておくことが必要となる。

④ 報告対象者(特定漏えい者)

算定漏えい量報告の対象は、年間の算定漏えい量が 1,000t-CO₂ 以上の者である。

ここで、1,000t-CO₂ とは、フロン類の量を、同じ温室効果をもたらす二酸化炭素の量に換算したものである。
(例えば冷媒がR-410Aの場合、GWPは 2,090 であるため、約 479kgが 1,000t-CO₂となる。)

表 26 算定漏えい量報告の対象となる事業者の目安

報告対象となる 算定漏えい量の 裾切り値	報告対象となることが想定される主な管理者の目安 【以下は代表的な事業規模から対象となりうる業態を目安として示したもので あって、所有する機器・事業規模・管理状況によっては、漏えい量が 1,000 t-CO ₂ を超える場合も、超えない場合もある。】	想定される 報告数
1,000t-CO ₂ (二酸化炭素換算量)	・ 総合スーパー等の大型小売店舗(床面積 10,000 m²程度の店舗)を6店舗以上有する管理者 ・ 食品スーパー(床面積 1,500 m²程度の店舗)を8店舗以上有する管理者 ・ コンビニエンスストア(床面積 200 m²程度の店舗)を80 店舗以上有する管理者 ・ 飲食店(床面積 600 m²程度)を 820 店舗以上有する管理者 ・ 商業ビル(床面積 10,000 m²程度のビル)を 28 棟以上有する管理者 ・ 食品加工工場(床面積 300 m²程度の工場)を 20 ヶ所以上有する管理者 等	約 2,000 事業者

(2)算定漏えい量の報告

漏えい量省令
第4条 特定漏えい者が行う法第 19 条第1項の規定による報告は、毎年度7月末日までに、同項の主務省令で定める事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。
2 特定漏えい者が行う法第 19 条第1項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 特定漏えい者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
二 特定漏えい者において行われる事業
三 前年度におけるフロン類算定漏えい量
四 前号に掲げる量について、フロン類の種類ごとの量並びに当該フロン類の種類ごとの量を都道府県別に区分した量及び当該都道府県別に区分した量を都道府県ごとに合計した量
五 前年度におけるフロン類の種類ごとの実漏えい量及び当該フロン類の種類ごとの実漏えい量を都道府県別に区分した量
六 特定漏えい者が設置している事業所のうち、一の事業所に係るフロン類算定漏えい量が千トン以上であるもの(以下この号において「特定事業所」という。)があるときは、特定事業所ごとに次に掲げる事項
イ 特定事業所の名称及び所在地
ロ 特定事業所において行われる事業
ハ 前年度における特定事業所に係るフロン類算定漏えい量
ニ 前号に掲げる量について、フロン類の種類ごとの量
ホ 前年度における特定事業所に係るフロン類の種類ごとの実漏えい量
3 特定漏えい者が行う法第 19 条第1項の規定による報告は、法第 23 条第1項の規定による提供の有無を明らかにして行うものとする。
4 二以上の事業を行う特定漏えい者が行う法第 19 条第1項の規定による報告は、当該特定漏えい者に係る事業を所管する大臣に対して行わなければならない。
5 第1項に規定する報告書の様式は、様式第1によるものとする。

【概要】

管理者が報告対象者(特定漏えい者)に該当する場合は、法定の様式に従い、事業所管大臣へ報告を行う必要がある(様式は第6章 p.93 参照。さらに、記入要領等の詳細は、別途作成する『フロン類算定漏えい量報告マニュアル』を参照されたい。)。

【解説】

① 報告方法

管理者から事業所管大臣への報告事項は、(1)で記述した算定単位(管理者単位等)ごとに、①全国合計量、②都道府県ごとの合計量、③一の事業所で年間の算定漏えい量が 1,000t-CO₂ 以上のものがある場合には当該事業所(特定事業所)ごとの漏えい量、等である。具体的には以下のとおりである。

表 27 算定漏えい量報告の報告事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名②管理者において行われる事業③前年度におけるフロン類算定漏えい量④③の都道府県ごと・フロン類の冷媒番号区分ごとの内訳⑤前年度における実漏えい量の都道府県ごと・フロン類の冷媒番号区分ごとの内訳⑥一の事業所における算定漏えい量が 1,000 トン(二酸化炭素換算量)を超えるものについては、該当事業所ごとに名称及び所在地、事業、前年度におけるフロン類算定漏えい量及びそのフロン類の冷媒番号区分ごとの内訳並びに前年度における実漏えい量の冷媒番号区分ごとの内訳 |
|--|

また、算定漏えい量報告の対象となる事業者は、事業所管大臣に対して算定漏えい量報告に添えて、必要に応じて算定漏えい量の増減の状況等に関する情報を提供することができる。

なお、提出先である事業所管大臣及び書類の宛先については、別途発行する『フロン類算定漏えい量報告マニュアル』に記載する。